

平成28年6月16日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

平成28年6月15日、関東信越地方社会保険医療協議会に「元保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について、意見伺及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等とすることを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1 元保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 医療法人社団IDC 国際歯科クリニック
- (2) 所 在 地 東京都港区六本木七丁目14番7号 萩原ビル3階
- (3) 開 設 者 医療法人社団IDC 理事長 こまつ けんいち 小松 賢一
- (4) 指定の取消相当年月日 平成28年6月17日

※ 当該保険医療機関は平成25年1月31日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

2 保険医の登録の取消

- (1) 氏 名 小松 賢一
- (2) 登録の取消年月日 平成28年6月17日
- (3) 根拠となる法律 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第3号

【行政処分等に至った経緯】

保険者から「通院していないにもかかわらず、通院していることになっている。」と被保険者から情報があつた旨の情報提供があり、個別指導を実施したところ、診療録に診療内容の記載がないもの、診療録に診療内容を後から追記しているもの等が認められ不正請求が疑われた。

また、患者調査を実施したところ、口腔内所見と相違する請求が確認され、不正請求が強く疑われたことから、平成26年1月から平成27年1月まで延べ6回の監査を実施した。

結果として「行政処分等の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分等の主な理由】

- 1 当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。
 - (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
 - (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
 - (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	52件
不正請求額	1,008,686円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。